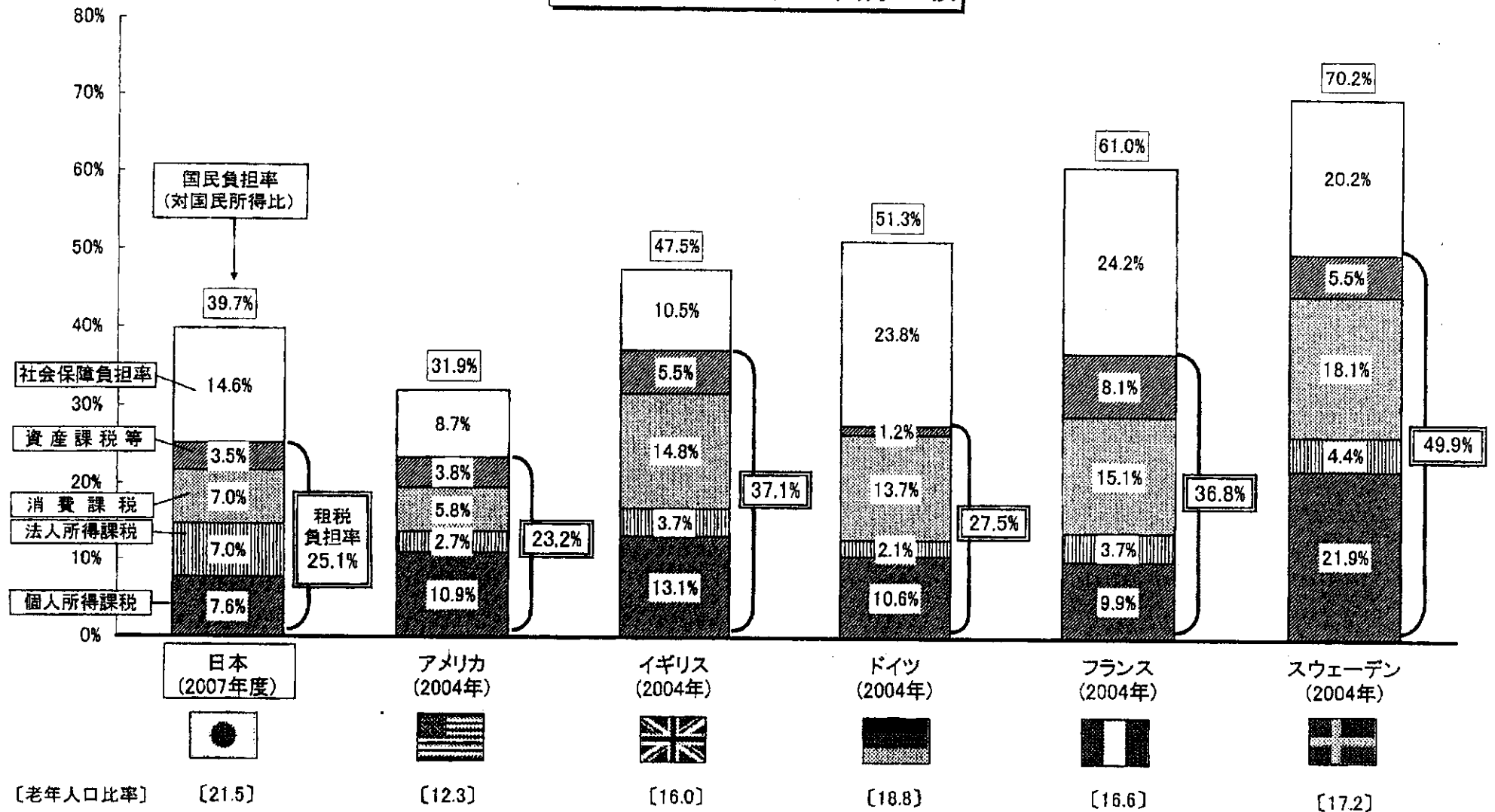


政府税制調査会

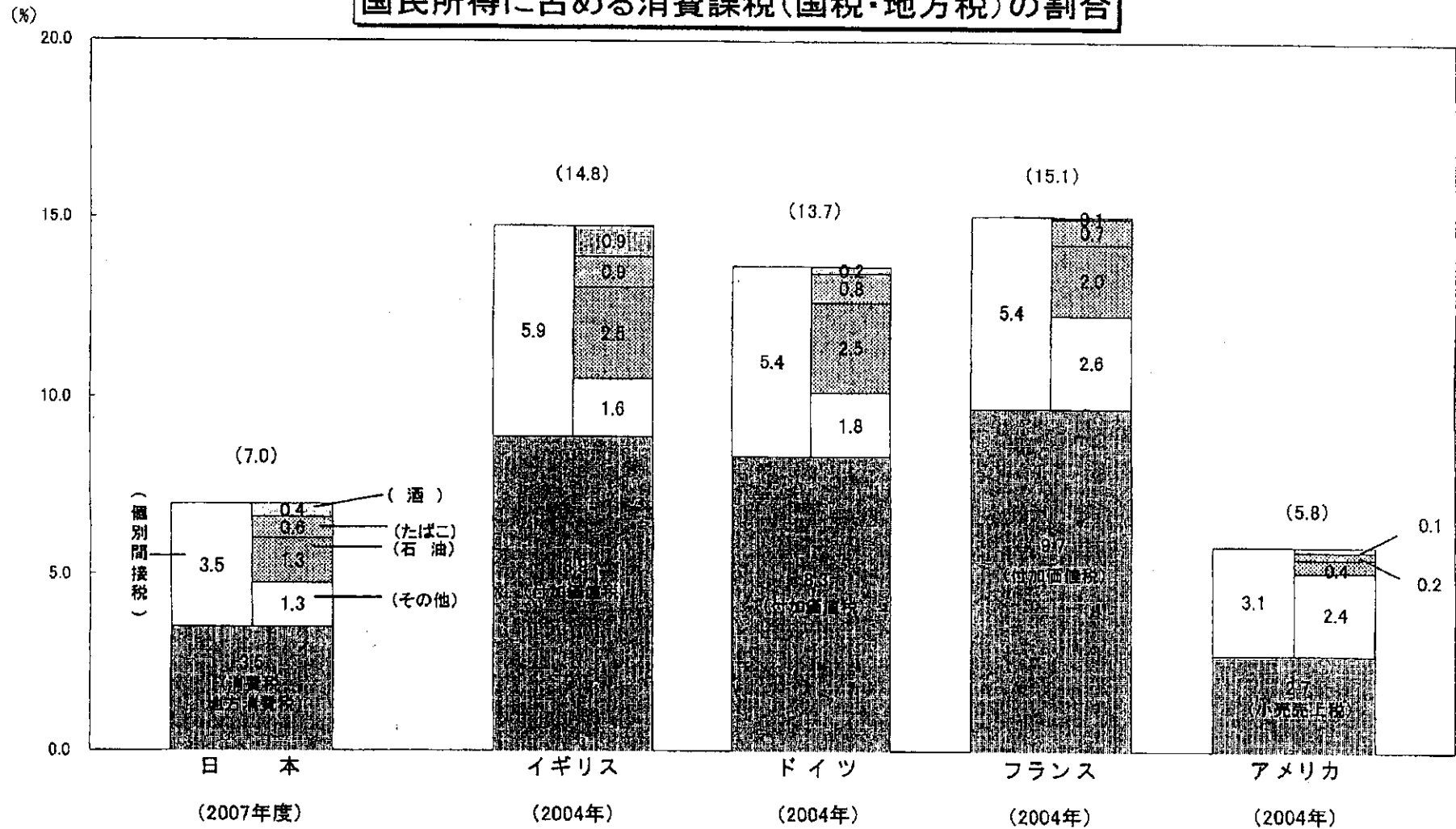
第21回企画会合資料(平成19年11月2日)(抜粋)等

国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成19年度(2007年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2005"及び同 "National Accounts 1993-2004"等による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。
 4. 老年人口比率については、日本は2007年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database"による)である。

国民所得に占める消費課税(国税・地方税)の割合

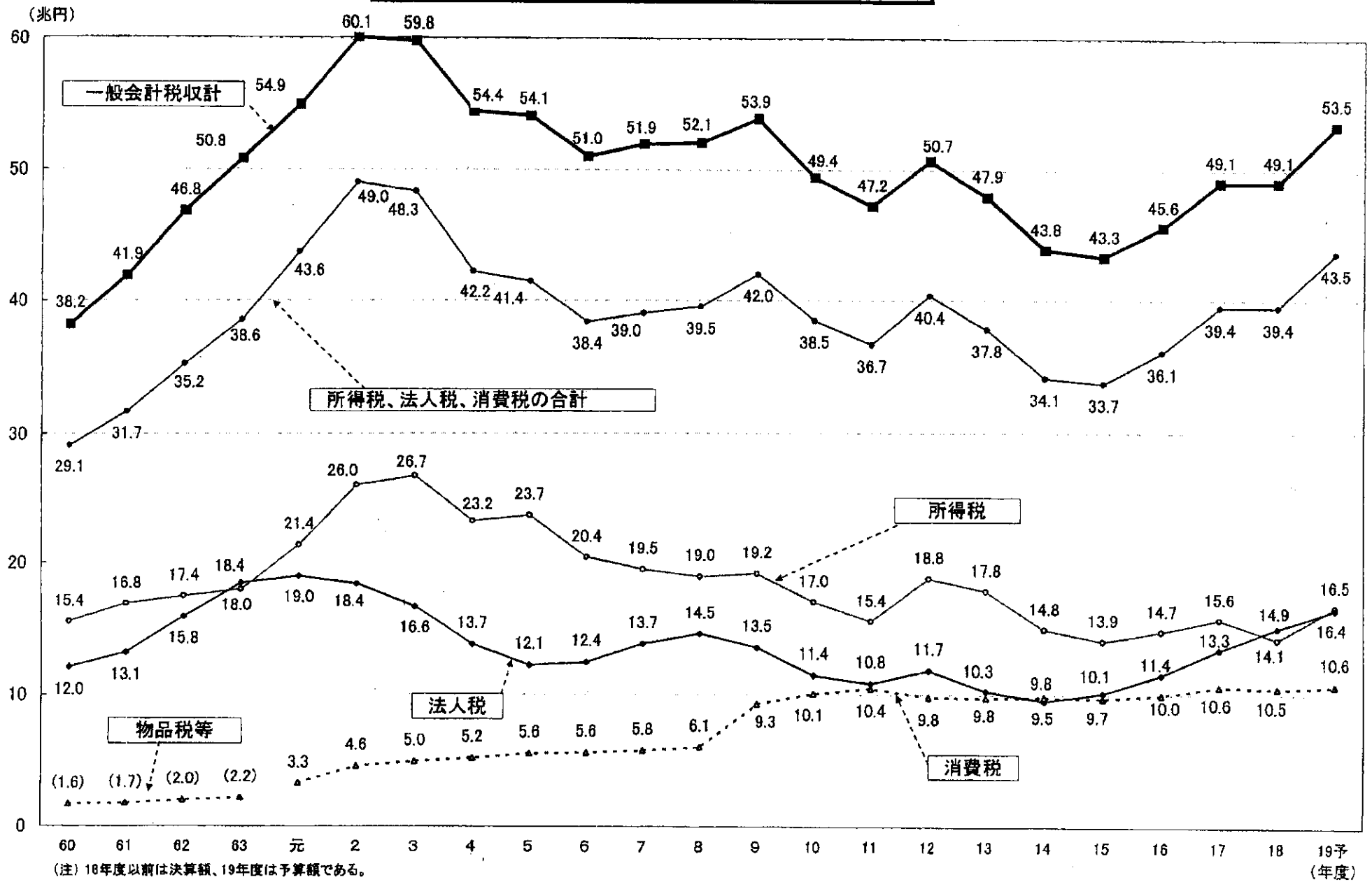


(参考) 国内総生産に占める消費課税・付加価値税(消費税)の割合(%)

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
消費課税	5.1	11.7	10.2	11.2	4.7
内 付加価値税等	2.5	7.0	6.2	7.2	2.2

(備考) 日本は平成19年度(2007年度)予算ベース。諸外国はOECD"Revenue Statistics 1965-2005"及び同"National Accounts 1993-2004"による。

一般会計税収の推移



消費税の概要

項 目	制 度 の 概 要													
課 税 対 象	(1) 国内取引： 国内において事業者が行う資産の譲渡等	(2) 輸入取引： 輸入貨物												
納 税 義 務 者	(1) 国内取引： 事業者	(2) 輸入取引： 輸入者												
課 税 標 準	(1) 国内取引： 課税資産の譲渡等の対価の額	(2) 輸入取引： 輸入の際の引取価格												
税 率	4% (注) 地方消費税(消費税率1%相当)とあわせた税率は5%													
納 付 税 額 の 計 算	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率(4%) - 仕入税額													
輸 出 免 税	輸出取引等(貨物の輸出、国際輸送・通信等)													
非 課 税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等													
中小事業者に対する 特 例 措 置	<p>(1) 事業者免税点制度 基準期間(前々年又は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除 (資本金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については、適用されない。)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(2) 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。 (みなし仕入率)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">第1種事業(卸売業)</td> <td style="width: 33%;">----- 90%</td> <td style="width: 33%;">第4種事業(その他の事業)</td> <td style="width: 33%;">----- 60%</td> </tr> <tr> <td>第2種事業(小売業)</td> <td>----- 80%</td> <td>第5種事業(サービス業等)</td> <td>----- 50%</td> </tr> <tr> <td>第3種事業(製造業等)</td> <td>----- 70%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		第1種事業(卸売業)	----- 90%	第4種事業(その他の事業)	----- 60%	第2種事業(小売業)	----- 80%	第5種事業(サービス業等)	----- 50%	第3種事業(製造業等)	----- 70%		
第1種事業(卸売業)	----- 90%	第4種事業(その他の事業)	----- 60%											
第2種事業(小売業)	----- 80%	第5種事業(サービス業等)	----- 50%											
第3種事業(製造業等)	----- 70%													
申 告 ・ 納 付	<p>(1) 国内取引</p> <p>① 確定申告 法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月末日までに申告・納付</p> <p>② 中間申告</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">直前の課税期間の年税額</th> <th style="text-align: center;">中間申告・納付回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">48万円超400万円以下</td> <td style="text-align: center;">年1回(前課税期間の年税額の1/2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400万円超4,800万円以下</td> <td style="text-align: center;">年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,800万円超</td> <td style="text-align: center;">年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 輸入取引： 保税地域からの引取りの際に申告・納付</p>		直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数	48万円超400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)	400万円超4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)	4,800万円超	年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)				
直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数													
48万円超400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)													
400万円超4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)													
4,800万円超	年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)													
価 格 表 示	課税事業者は、消費者に対してあらかじめ値札や広告などにおいて商品・役務の価格を表示する場合、税込価格を表示(総額表示)													

主要国の付加価値税の概要（未定稿）

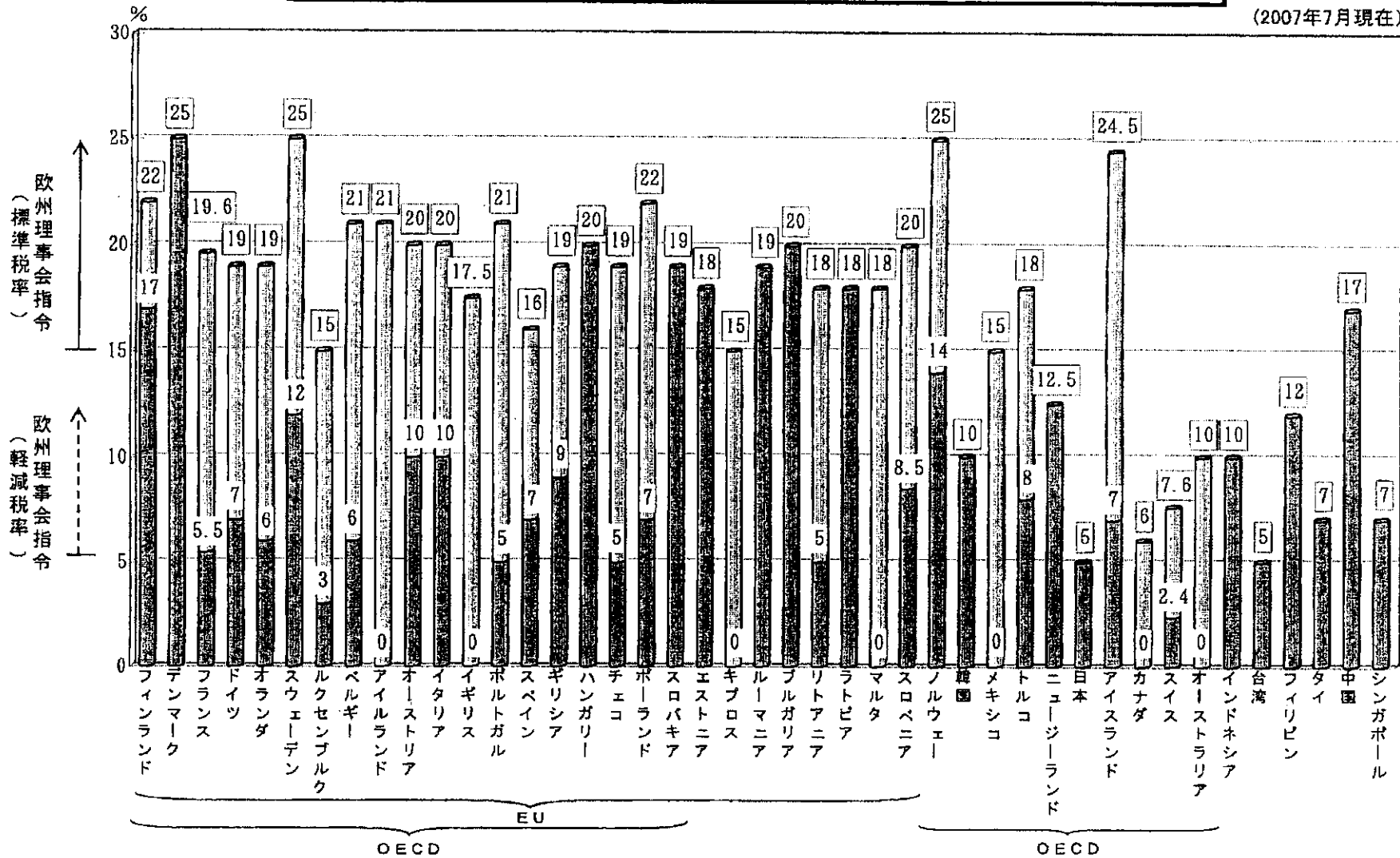
（2007年1月現在）

区分	日本	EC指令	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン	
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1973年	1969年	
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	利益を得るために経済活動を独立して行う者及び輸入者	
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等	
税率	標準税率	5% （地方消費税を含む）	15%以上	19.6%	19%	17.5%	25%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品（医療機関による処方）等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送等5%以上（2本以下）	食料品、雑誌、書籍、旅客輸送、肥料等 5.5% 新聞、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送等 7%	家庭用燃料及び電力等 5%	食料品、宿泊施設の利用等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている	なし	なし	なし	なし
課税期間	1年（個人事業者：暦年 法人：事業年度） ただし、選択により3か月又は1か月とすることができる。	1か月、2か月、四半期又は加盟国が任意により定める1年を超えない期間	1か月 ^(注)	1年 〔原則として1か月ごとに予定申告納付を行う〕	3か月 ^(注) ただし、選択又は課税庁の命令により課税期間を1か月とすることができる。	1か月 ^(注)	

（注）課税売上高等が一定額以下の場合、上記以外の課税期間を選択することができる。

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較(未定稿)

(2007年7月現在)



(備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。(例:オンタリオ州 8%)
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市 8.375%)
 4. 上記中、 が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとにより異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合がある。
 5. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

(出所) IBFD "European Taxation Database"、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

これまでの政府税調答申等における税率構造についての指摘

- 消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保の観点から極力単一税率が望ましい。しかし将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。
(平成15年6月政府税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」)
- 将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率になった場合には、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。しかしながら、消費税の税率構造のあり方については、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保、事業者の事務負担、税務執行コストといった観点からは極力単一税率が望ましい。低所得者層に対する配慮については、税制全体や歳出面を含めた財政全体の中で、近年の民間非営利活動の広がりをも踏まえつつ、十分な吟味が行われるべきであろう。
(平成16年11月政府税制調査会「平成17年度の税制改正に関する答申」)

検討に当たっての留意点

【効果・目的】

- ・低所得者の家計に占める消費割合が高い品目を軽減税率の対象とする場合には、低所得者の負担緩和に資する。ただし、高所得者にも負担緩和の効果が及ぶ。

【公平性の問題】

- ・ライフスタイルや価値観が多様化する中で、軽減税率の適用範囲を合理的に設定することは極めて困難。物品税を廃止し、消費税を導入した経緯に逆行する。

【経済活動に対する中立性の問題】

- ・対象品目とそれ以外の品目との相対価格が変化するため、経済活動への中立性を損なうおそれがある。

【制度の簡素化、事業者の事務負担の問題】

- ・軽減税率を採用した場合、売上げと仕入れを異なる税率ごとに区分して記帳する必要が生じるなど、事業者の事務負担の増加が避けられない。

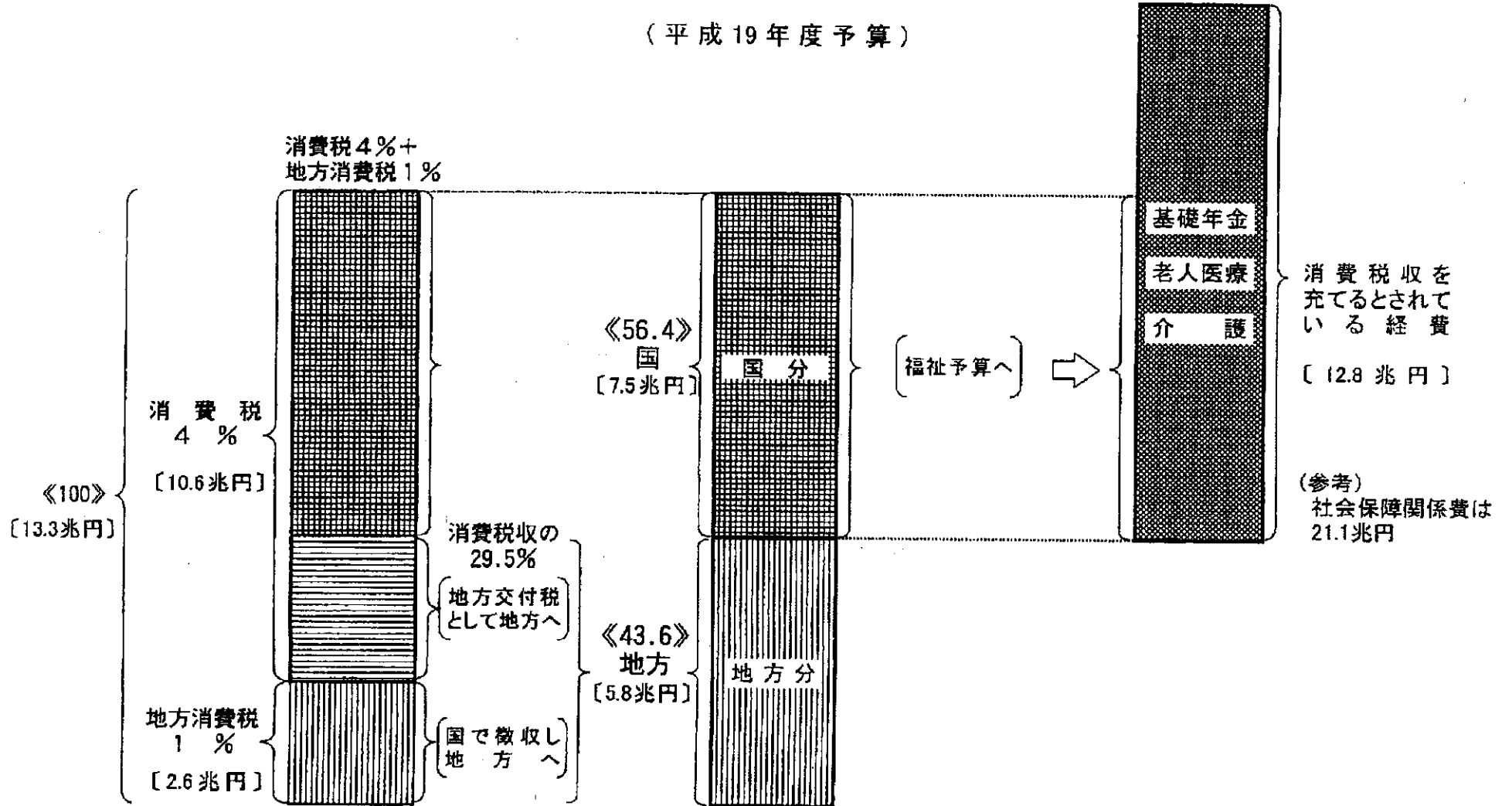
【税率との関係】

- ・一定の税収を確保するためには、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ない。

消費税の使途

○ 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)の範囲(基礎年金、老人医療、介護)を
 予算総則に規定(平成11年度予算～)

(平成19年度予算)



平成 19 年 度 一 般 会 計 予 算

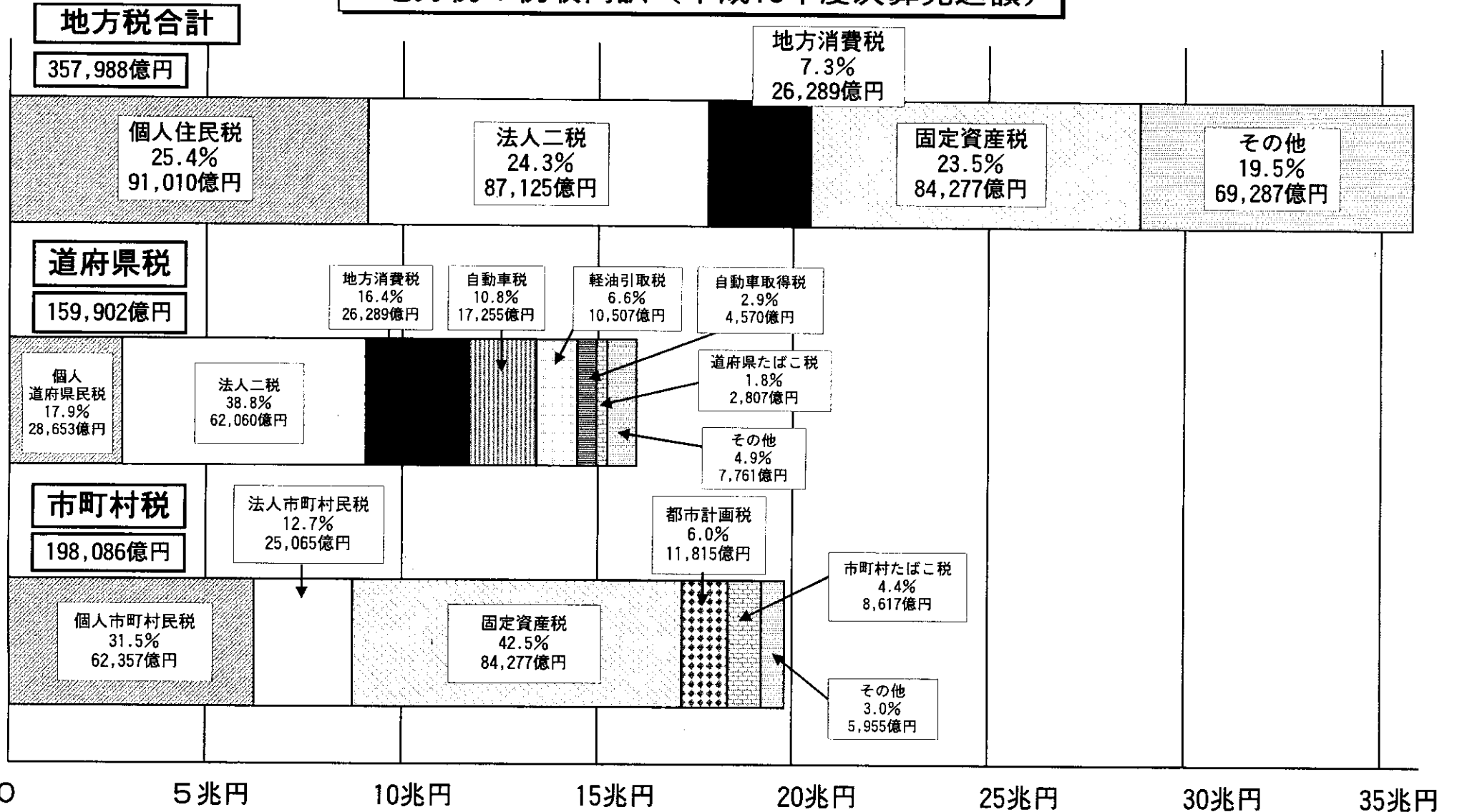
予 算 総 則 (抄)

(消費税の収入が充てられる経費の範囲)

第 18 条 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所 管	組 織	項
国 会	衆 議 院 参 議 院 国立国会図書館	衆議院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 参議院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 国立国会図書館(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
裁 判 所	裁 判 所	最高裁判所(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	会計検査院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
内 閣	内 閣 官 房 人 事 院	内閣官房(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 人事院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
内 閣 府	内 閣 本 府 宮 内 庁 公 正 取 引 委 員 会 金 融 庁	内閣本府(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 宮内庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 公正取引委員会(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 金融庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
総 務 省	総 務 本 省	総務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
法 務 省	法 務 本 省	法務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
外 務 省	外 務 本 省	外務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
財 務 省	財 務 本 省 国 税 庁	財務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、国家公務員共済組合連合会等助成費(基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金に限る。) 税務官署(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	文部科学本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、私立学校助成費(基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。)
厚 生 勞 働 省	厚 生 勞 働 本 省	厚生労働本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、老人医療・介護保険給付諸費(臨時老人薬剤費特別給付金、介護給付費等負担金、老人医療給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金に限る。)、国民健康保険助成費(老人保健医療費拠出金補助金、介護納付金補助金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金及び介護納付金財政調整交付金に限る。)、社会保険国庫負担金(老人保健医療費拠出金年金特別会計へ繰入及び介護納付金年金特別会計へ繰入に限る。)、厚生年金保険国庫負担金(基礎年金年金特別会計へ繰入に限る。)、国民年金国庫負担金(基礎年金年金特別会計へ繰入に限る。)
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省 林 野 庁	農林水産本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 林野庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
経 済 産 業 省	経 済 産 業 本 省	経済産業本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	国土交通本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
環 境 省	環 境 本 省	環境本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
防 衛 省	防 衛 本 省 防 衛 施 設 庁	防衛本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 防衛施設庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)

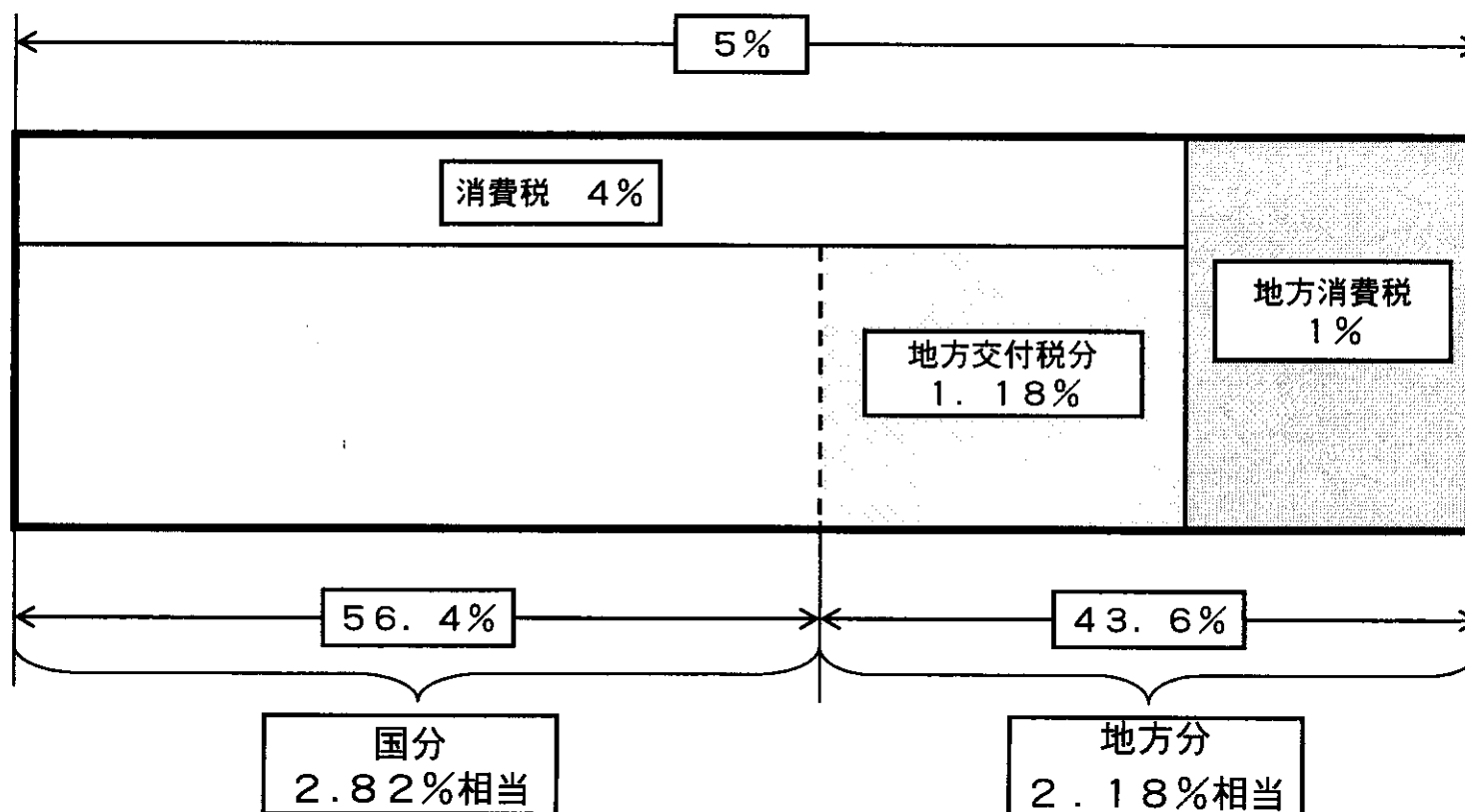
地方税の税収内訳（平成18年度決算見込額）



- (注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 数値は地方財政計画額ベースである。
 3 個人住民税は、配当割、株式等譲渡所得割及び利子割を含む。
 4 法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、法人事業税の合計である。

消費税の国と地方の配分

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)。
- また、消費税(国税)の一部は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。

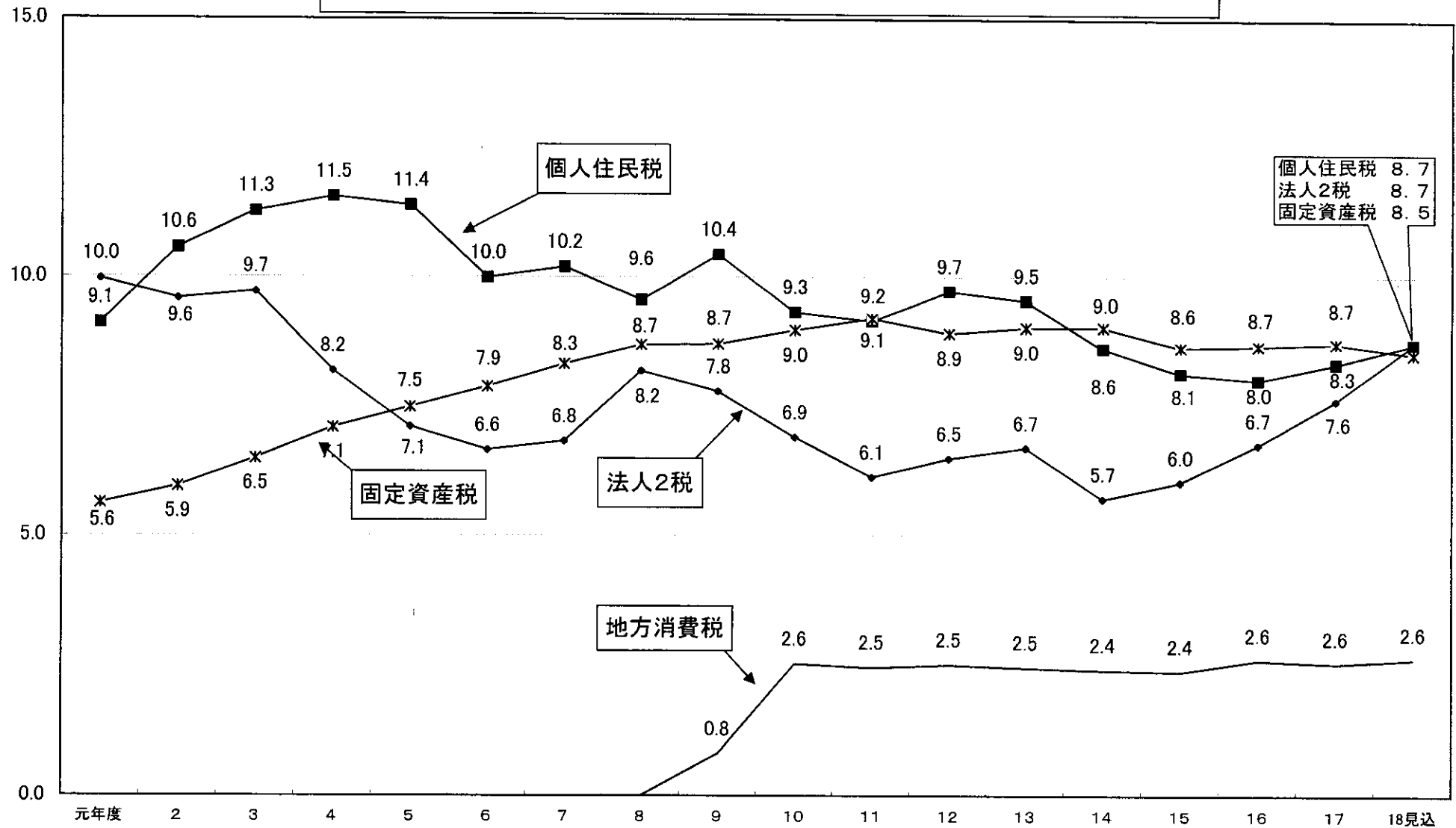


地方消費税の概要

項 目	内 容								
1. 課税主体	都道府県								
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者 課税貨物を保税地域（外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所）から引き取る者								
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付（本来は都道府県に申告納付） 国（税関）に消費税と併せて申告納付								
4. 課税標準	消費税額								
5. 税 率	100分の25（消費税率換算1%）								
6. 清 算	<p>国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標</th> <th style="text-align: center;">ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額</td> <td style="text-align: center;">6/8</td> </tr> <tr> <td>「人口（国勢調査）」</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> <tr> <td>「従業者数（事業所・企業統計）」</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	ウェイト	「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8	「人口（国勢調査）」	1/8	「従業者数（事業所・企業統計）」	1/8
指 標	ウェイト								
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8								
「人口（国勢調査）」	1/8								
「従業者数（事業所・企業統計）」	1/8								
7. 交 付 金	<p>税収（清算後）の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数である分。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標</th> <th style="text-align: center;">ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「人口（国勢調査）」</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td>「従業者数（事業所・企業統計）」</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	ウェイト	「人口（国勢調査）」	1/2	「従業者数（事業所・企業統計）」	1/2		
指 標	ウェイト								
「人口（国勢調査）」	1/2								
「従業者数（事業所・企業統計）」	1/2								
8. 税 収	26, 289億円（平成18年度決算見込額）								

(兆円)

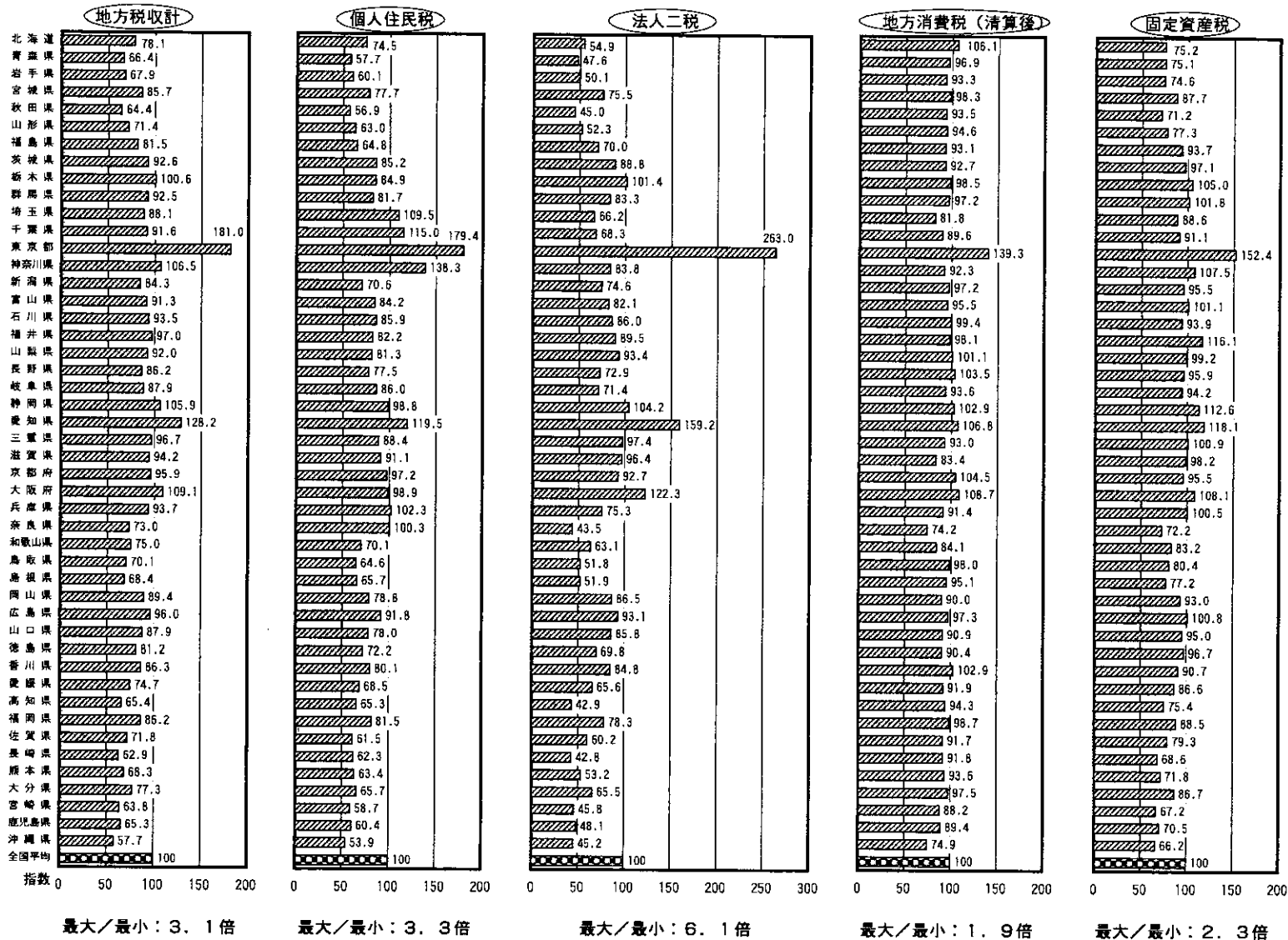
主要税目(地方税)の税収の推移(地方財政計画額ベース)



(注) 1 平成17年度までは決算額(地方財政計画額ベース)、18年度は決算見込額(地方財政計画額ベース)である。
2 「個人住民税」は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

地方税収の偏在状況(平成18年度決算見込額)

—地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)—



【平成18年度決算見込額】
35.8兆円

8.7兆円

8.7兆円

2.6兆円

8.5兆円

(※)「最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

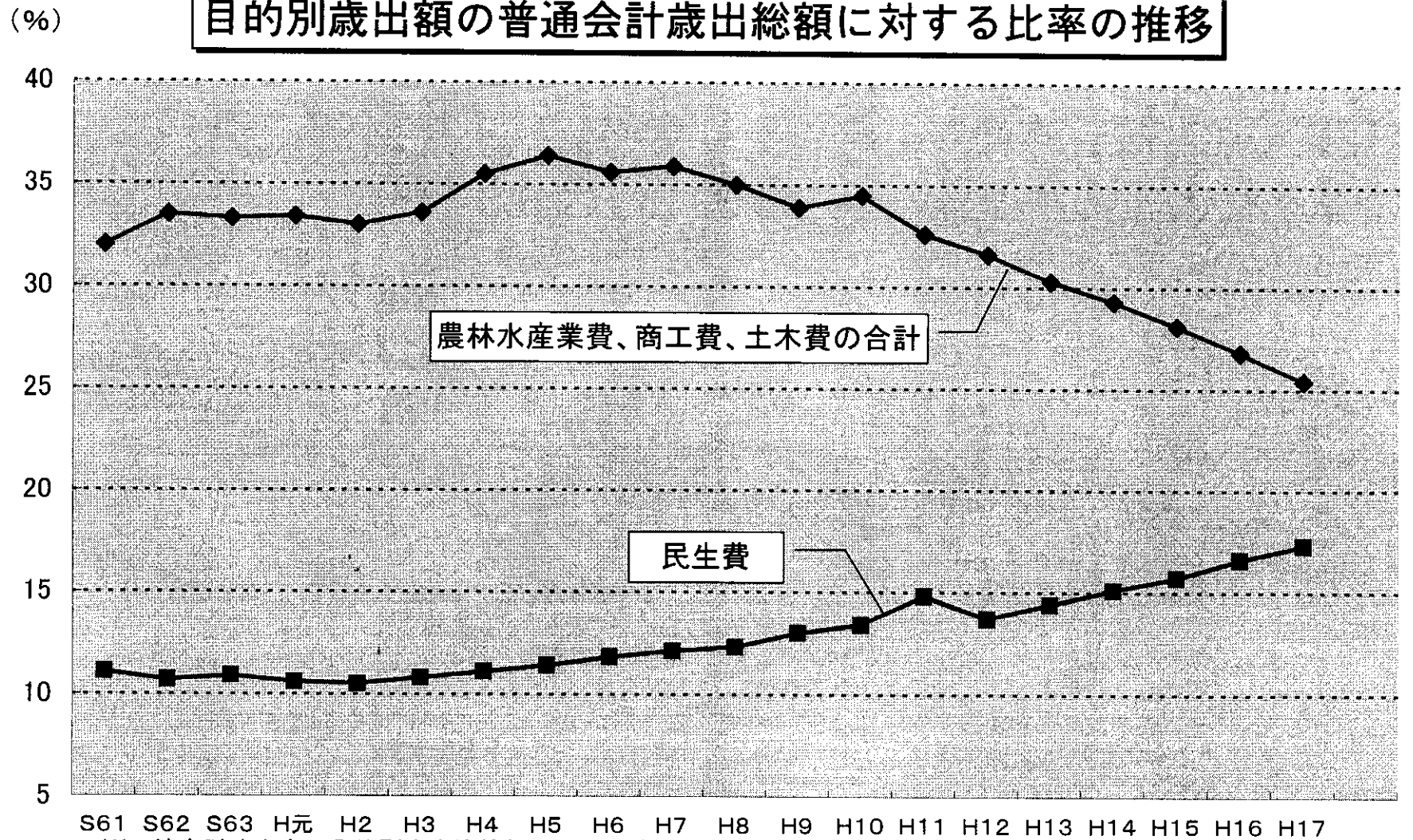
(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

目的別歳出額の普通会計歳出総額に対する比率の推移



S61 S62 S63 H元 H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17

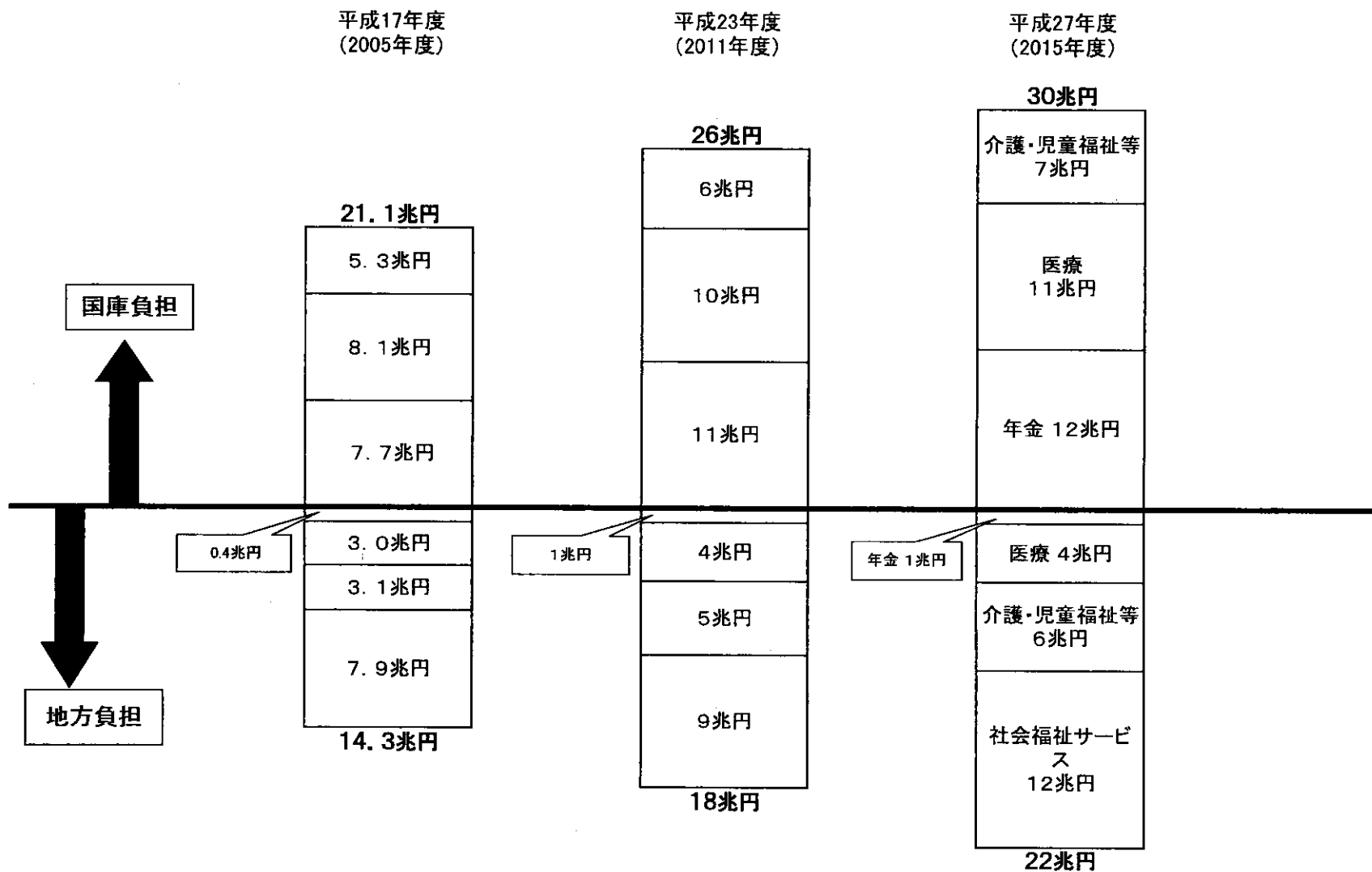
※ 地方財政白書の目的別歳出決算額による（普通会計決算）。

※ 目的別歳出額は、都道府県と市町村の純計額。

(年度)

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）

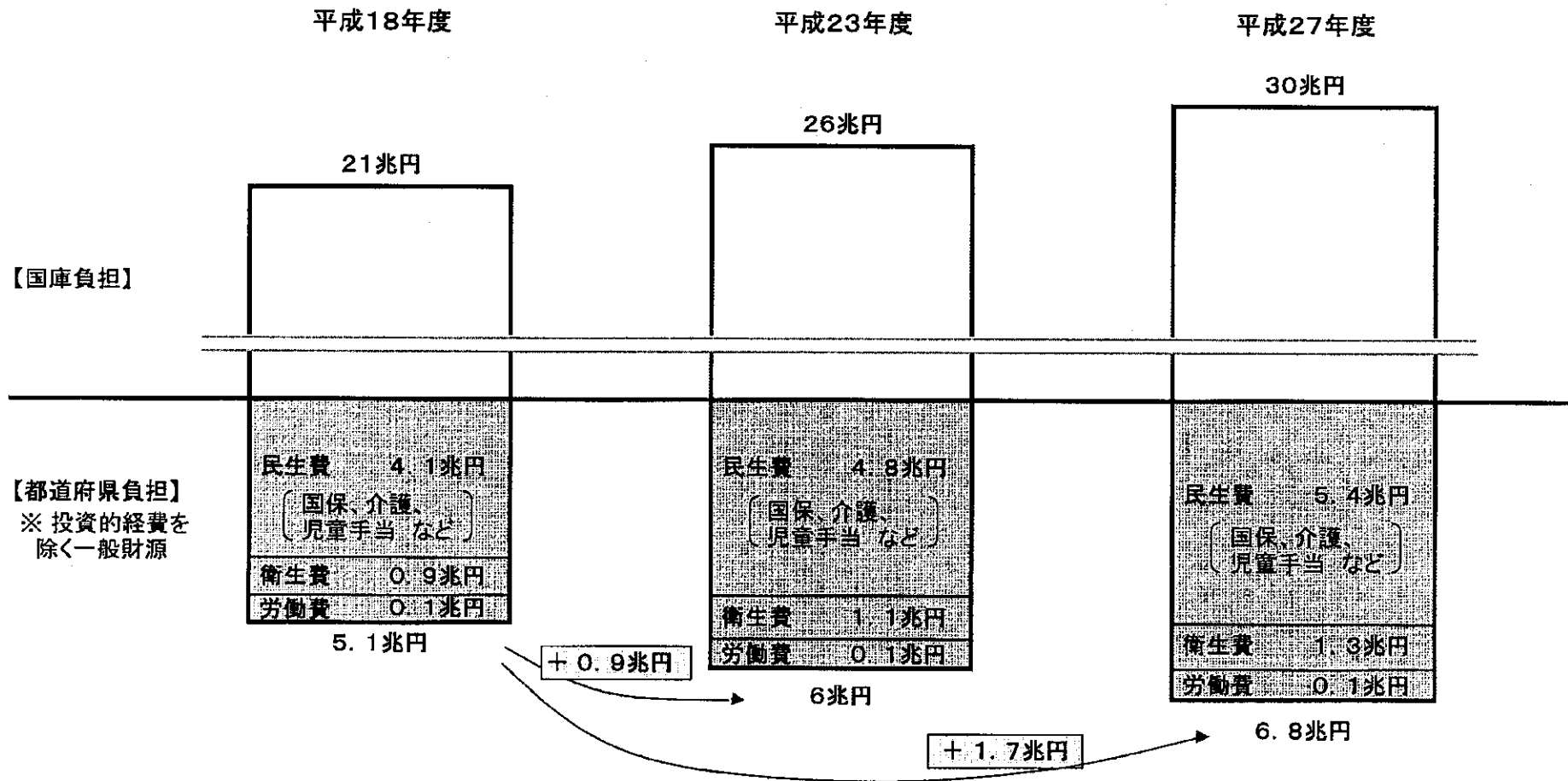
○ 社会保障関係費は、地方も国と同様に大幅な増加が見込まれる。



高齢化の進展に伴い、地方の社会保障関係費負担も増嵩

(富山県作成資料)

- 高齢化の進展に伴い、地方は、国と同様に、社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる。
- なお、社会保障は、給付費のみではなく、制度運営上必要な経費(人件費、物件費など)が一体となって達成されるもの。
- こうした増嵩経費を賄うため、偏在性が少なく安定した財源である地方消費税の充実が必要不可欠。



※1. ⑩年度普通会計決算額をベースに、経済財政諮問会議に提出された総務省資料(H19.4.25)を参考に推計
 ※2. 社会保障関係費の都道府県負担は、普通会計決算額の民生費・衛生費・労働費から、災害救助費・清掃費を除いたものの経常経費充当の一般財源